

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）	（第一条関係）	一
○自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）	（第二条関係）	一二九
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）	（附則第六条関係）	一三〇
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）	（附則第七条関係）	一三五
○地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）	（附則第八条関係）	一六三
○都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（平成二十九年総務省令第三十号）	（附則第九条関係）	一七一
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）	（附則第十条関係）	一七二

地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号))

改 正 後	改 正 前
<p>〔法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の提出方法等〕</p> <p>第一条の十六 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定 (以下この条及び次条において「指定」という。) を受けようとする都道府県、市町村又は特別区 (以下この条及び次条において「都道府県等」という。) は、指定対象期間の初日の属する年の七月一日から同月三十一日までの間に、法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類 (次条第二項第四号において「申出書等」という。) を総務大臣に (市町村又は特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に) 提出するものとする。</p> <p>2 前項に規定する指定対象期間とは、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間をいう。</p> <p>〔法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の申出書の記載事項等〕</p> <p>第一条の十七 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規</p>	

定する第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項は、次に掲げる事項（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（次項第五号において「返礼品等」という。）を¹提供しない場合には、第一号及び第四号に掲げる事項）とする。

一 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準に適合する旨

二 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる基準に適合する旨

三 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号に掲げる基準に適合する旨

四 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な事項

2 法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書に添えるこれらの規定に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等の法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（以下この項において「第一号寄附金」という。）の募集の取組及び当該都道府県等が受領した第一号寄附金の額の実績について総務大臣が実施した調査の結果に関する書類

二 前条第二項に規定する指定対象期間（次号及び第五号において「指定対象期間」という。）の初日の属する年度の前年度における都道府県等の第一号寄附金の募集に要した経費に関する書類

三 都道府県等が指定対象期間に行おうとする第一号寄附金の募集の取組の内容に関する書類

四 平成三十年十一月一日から申出書等を提出する日までの都道府県等

における第一号寄附金の募集の取組の実施状況及びその結果に関する書類

五 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

六 前各号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

3 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

(法第三十七条の二第十三項及び第三百十四条の七第十三項の寄附者名簿の作成及び保存)

第一条の十八 法第三十七条の二第十三項及び第三百十四条の七第十三項の寄附者名簿は、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

(政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の金額)

第一条の十九 略

(附属申告書等)

第二条の二 道府県民税及び市町村民税の納税義務者で次の表の上欄に掲げるものは、法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書に、それぞれその下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない

(法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿の作成及び保存)

第一条の十六 法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿は、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。

(政令第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の金額)

第一条の十七 略

(附属申告書等)

第二条の二 道府県民税及び市町村民税の納税義務者で次の表の上欄に掲げるものは、法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書に、それぞれその下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない

い。

略

2及び3 略

4 法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下この項及び次項において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5〜7 略

8 法第四十五条の二第五項及び第三百十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第四項の表の（三の二）の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第十二項又は第三百十四条の七第十二項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成

い。

略

2及び3 略

4 法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下この項及び次項において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者（以下この項において「申告者」という。）は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第四項及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5〜7 略

8 法第四十五条の二第五項及び第三百十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第四項の表の（三の二）の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成

十年法律第七号) 第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に
関連する寄附金である旨を含む。) 、当該寄附金の額及びその受領した
年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない
。

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七条の二十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第
二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表さ
れた結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則 (平
成二十三年総務省・経済産業省令第一号) によつて平成二十八年六月
一日現在によつて行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の
結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサー
ビス関連産業Bに関する集計第七表(サービス関連産業B(細分類)、
単独・本所・支所(三区分)別民営事業所数、従業者数、売上(収入)
金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県)の表頭「総数」
のうち「(収入を得た相手先別収入額) 個人(一般消費者)」の表側
「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一 建物売買業、土
地売買業」、「六九一 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」、「
六九二 貸家業、貸間業」、「六九四 不動産管理業」、「七〇一
総合リース業」及び「七〇二 産業用機械器具賃貸業」の各欄の額を控
除した額、表側「L 学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額から
「七二八 経営コンサルタン卜業、純粹持株会社」、「七三 広告業」
、「七四六二 商業写真業」及び「七四九 その他の技術サービス業」

十年法律第七号) 第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に
関連する寄附金である旨を含む。) 、当該寄附金の額及びその受領した
年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない
。

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七条の二十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第
二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表さ
れた結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則 (平
成二十三年総務省・経済産業省令第一号) によつて平成二十四年二月
一日現在によつて行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の
結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサー
ビス関連産業Bに関する集計第三表(サービス関連産業B(細分類)―
別民営事業所数、従業者数、売上(収入)
金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県)の表頭
「(収入を得た相手先別収入額) 個人(一般消費者)」の表側
「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一 建物売買業、土
地売買業」、「六九一 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」、「
六九二 貸家業、貸間業」及び「六九四 不動産管理業」の各欄の額を控
除した額、表側「L 学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額

の各欄の額を控除した額、表側「M 宿泊業、飲食サービス業」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一 旅行業」、「七九五 火葬・墓地管理業」、「八〇三 競輪・競馬等の競走場、競技団」及び「八〇九六 娯楽に附帯するサービス業」の各欄の額を控除した額、表側「O 教育、学習支援業」の欄の額から「八二一六 社会通信教育」の欄の額を控除した額並びに表側「R サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額から「八八二 産業廃棄物処理業」、「九〇一 機械修理業（電気機械器具を除く）」、「九一二 労働者派遣業」、「九二二一 ビルメンテナンス業」及び「九二九 他に分類されない事業サービス業」の各欄の額を控除した額の合計額とする。

ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（法第二百二十二条第一項第三号の自動車の取得）

第八条の十六 法第二百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める自動車の取得は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の五第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得とする。

、表側「M 宿泊業、飲食サービス業」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一 旅行業」、「七九五 火葬・墓地管理業」、「八〇三 競輪・競馬等の競走場、競技団」及び「八〇九六 娯楽に附帯するサービス業」の各欄の額を控除した額、表側「O 教育、学習支援業」の欄の額から「八二一六 社会通信教育」の欄の額を控除した額並びに表側「R サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額

の合計額とする

。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（法第二百二十二条第一項第三号の自動車の取得）

第八条の十六 法第二百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める自動車の取得は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得とする。

(法第百二十二条第一項第三号の総務省令で定める日)

第八条の十七 法第百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める日は、道路運送車両法施行規則第六十三条の五第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)とする。

(法第百五十一条の二に規定する総務省令で定める方法)

第九条 法第百五十一条の二に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事又は地方税共同機構から得た納付情報により納付する方法とする。

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)
第十条の七の三 略

2 4 略

5 政令第四十九条の十五第二項第四号に規定する総務省令で定める者は、第一項第一号に掲げる者とする。

6 政令第四十九条の十五第二項第四号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業を実施する者の前事業年度(当該年度に係る賦課期日の属する事業年度(法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。))の前事業年度をいう。次項第二号及び第五号において同じ。)を通じた取扱患

(法第百二十二条第一項第三号の総務省令で定める日)

第八条の十七 法第百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める日は、道路運送車両法施行規則第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)とする。

(法第百五十一条の二に規定する総務省令で定める方法)

第九条 法第百五十一条の二に規定する総務省令で定める方法は、道府県知事から得た納付情報により納付する方法とする。

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)
第十条の七の三 略

2 4 略

5 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める者は、第一項第一号に掲げる者とする。

6 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業を実施する者の前事業年度(当該年度に係る賦課期日の属する事業年度(法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。))の前事業年度をいう。次項第二号において同じ。)を通じた取扱患

者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額診療患者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三及び四 略

7 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則（平成

者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額診療患者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三及び四 略

7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス（以下この号において「介護保健施設サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護保健施設サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則（平成

十一年厚生省令第三十六号)第七十九条各号に掲げる費用(介護保健施設サービスに要したものに限り)の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第四号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。)が百分の十以上である事業の用

に供する固定資産

三〇七 略

8 政令第四十九条の十五第二項第七号に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

9 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者(社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限り)とする。

10 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定

十一年厚生省令第三十六号)第七十九条各号に掲げる費用(介護保健施設サービスに要したものに限り)の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第四号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。)が百分の十以上である事業(無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限り)の用に供する固定資産

三〇七 略

8 政令第四十九条の十五第二項第八号に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

9 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者(社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限り)とする。

10 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児通所支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援、同条第三項に規定する医療型発達支援、同条第四項に規定する放課後等デイサービス及び同条第五項に規定する保育所等訪問支援を行う事業の用に供する固定資産とする。

11 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定

資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

14 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

15 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

資産とする。

12 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

14 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

15 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する障害児相談支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、身体障害者の更生相談に応ずる事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

第二十四条の二十二 削除

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うこととしているものとする。

一 及び二 略

七の二 法第二百二十二条第一項の規定による申告書の提出

七の三 法第二百二十二条第二項の規定による報告書の提出

七の四 法第五百五十二条第一項の規定による申告書又は報告書の提出

八 及び九 略

2 及び 7 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものとする。

一 及び二 略

三 法第五十三条第四十二項及び第四十三項の規定による通知

四 法第五十八条第六項の規定による通知

五 法第六十三条第三項及び第四項の規定による通知

六 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第一項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うこととしているものとする。

一 及び二 略

八 及び九 略

2 及び 7 略

(特定書面等地方税関係通知及び特定地方税関係通知)

第二十四条の四十 法第七百四十七条の四第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものとする。

一 及び二 略

七及び八 略

九 法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知

十 略

十一 政令第二十四条の三第六項の規定による通知

2及び3 略

(機構が処理することとされている事務)

第三十一条の二 略

第三十一条の三 機構は、道路運送車両法施行規則第六十三条の規定に基づき国土交通大臣が電気通信回線を通じて道路運送車両法施行令(昭和

二十六年政令第二百五十四号)第十二条の納付の有無の事実の確認を行う場合であつて、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を道府県知事がその使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合させることとしているときは、道府県知事の使用に係る電子計算機の設置及び管理に関する事務を行うことができる。

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

- 一 機構を経由して行つている地方税関係申告等(法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号及び第三十一条の六の二において同じ。)及び地方税関係通知(法第七百六十二条第一号ロに掲げ

三及び四 略

五 略

2及び3 略

(機構が処理することとされている事務)

第三十一条の二 略

(帳簿の記載事項)

第三十一条の五 法第七百八十九条に規定する総務省令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

- 一 機構を経由して行つている地方税関係申告等(法第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一号に
おいて同じ。)及び地方税関係通知(法第七百六十二条第一号ロに掲げ

る通知をいう。次条第一号において同じ。)の状況に関する記録
二 略

(法第七百九十条の二の軽微な事象等)

第三十一条の六の二 法第七百九十条の二の総務省令で定める軽微な事象は、地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機の故障その他の当該事象による影響を受ける者が限られている事象とする。

2 法第七百九十条の二に規定する総務省令で定める事項は、同条の事象の状況及びそれに対する処置とする。

附 則

(法附則第九条第二十二項の取引)

第二条の八 法附則第九条第二十二項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)附則第四項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第三項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十 政令附則第七条第十項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 及び二 略

る通知をいう。次条第一号において同じ。)の状況に関する記録
二 略

附 則

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十 政令附則第七条第十項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方出入国在留管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋

（政令附則第七條第十九項の証明がされた家屋）

第三條の二の十七 政令附則第七條第十九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

（政令附則第七條第二十一項の証明がされた家屋）

第三條の二の十八 政令附則第七條第二十一項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三條の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七條第二十一項に規定する家屋の用途が同項に規定する用

三 税関の支署及び出張所、地方入国管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条に規定する管区海上保安本部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋

（政令附則第七條第二十項の証明がされた家屋）

第三條の二の十七 政令附則第七條第二十項に規定する建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項の基準に適合する旨を証する書類を当該家屋の取得に係る法第七十三條の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより証明がされた家屋とする。

2 政令附則第七條第二十項に規定する家屋の用途が同項に規定する用

途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十四項の薬局等)

第三条の二十九 略

2 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第二十三項の居住者等利用施設)

第三条の二十 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定め

るところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十三項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

途であるものとして総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされた家屋とする。

(法附則第十一条第十四項の薬局等)

第三条の二十八 略

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店及び喫茶店並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の二十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定め

るところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

(法附則第十一条第十七項の特定公益的施設等)

第三条の二十一 法附則第十一条第十七項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第八条第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二十二 政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 法附則第十二条の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、

第三条の二十 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二十一 政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 法附則第十二条の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、

内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。）において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

255 略

6 法附則第十二条の二第二項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

7 法附則第十二条の二第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

8 法附則第十二条の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条から附則第四条の六までにおいて同じ。）に適合する自動車
窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の

内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

255 略

6 法附則第十二条の二第二項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7 法附則第十二条の二第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

8 法附則第十二条の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車
窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の

イの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条から附則第四条の六までにおいて同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条から附則第四条の六までにおいて「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

9及び10 略

11 法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率

イの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条 において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十四項及び次条 において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車

9及び10 略

11 法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率

は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

12 法附則第十二条の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条から附則第四条の六までにおいて「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

13 法附則第十二条の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは

は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十五条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

12 法附則第十二条の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条 において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13 法附則第十二条の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは

、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条及び附則第四条の六第八項において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条及び附則第四条の六第八項において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条及び附則第四条の六第八項において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条及び附則第四条の六第八項において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準

いること。

15
18 略

19 法附則第十二条の二第二項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

20 法附則第十二条の二第二項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次条及び附則第四条の六第十五項において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

五十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15
18 略

19 法附則第十二条の二第二項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

20 法附則第十二条の二第二項第六号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次条
において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

(法附則第十二条の二の二第二項の自動車等)

第四条の五

① 法附則第十二条の二の二第二項 に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

(法附則第十二条の二の二第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五

法附則第十二条の二の二第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 法附則第十二条の二の二第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて
いる
こと。

2| 法附則第十二条の二の二第三項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3| 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4| 法附則第十二条の二の二第三項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

3| 法附則第十二条の二の二第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

4| 法附則第十二条の二の二第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

5| 法附則第十二条の二の二第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5| 法附則第十二条の二の二第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6| 法附則第十二条の二の二第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7| 法附則第十二条の二の二第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準

いる自動車に限る。
)とする。

6| 法附則第十二条の二の二第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。
)とする。

8| 法附則第十二条の二の二第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

9| 法附則第十二条の二の二第四項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満である

7| 法附則第十二条の二の二第四項 に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて
いること。

8| 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

こと及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10| 法附則第十二条の二の二第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11| 法附則第十二条の二の二第四項第二号 に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

9| 法附則第十二条の二の二第五項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10| 法附則第十二条の二の二第五項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11| 法附則第十二条の二の二第五項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百三十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12| 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13| 法附則第十二条の二の二第五項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12| 法附則第十二条の二の二第五項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13| 法附則第十二条の二の二第五項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に

14| 法附則第十二条の二の二第五項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15| 法附則第十二条の二の二第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に

限る。)とする。

14 法附則第十二条の二の二第五項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

限る。)とする。

16 法附則第十二条の二の二第五項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

17 法附則第十二条の二の二第六項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること
と及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年

15) 法附則第十二条の二の二第六項 に規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

16) 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18) 法附則第十二条の二の二第六項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

19) 法附則第十二条の二の二第六項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

17 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する乗用車

では、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
で総務省令で定めるもの

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて
いること。

20 法附則第十二条の二の二第七項第一号イに規定する車両総重量が二・

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満
であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

21 法附則第十二条の二の二第七項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物

の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

22] 法附則第十二条の二の二第七項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

23] 法附則第十二条の二の二第七項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自

自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

24 法附則第十二条の二の二第七項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

25 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

26 法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

18 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19 法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

20) 法附則第十二条の二の二第八項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。)第一条第二号及び第三号に掲げる方法(以下この条において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。)とする。

2 略

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

27) 法附則第十二条の二の二第八項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率及び平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。)第一条第二号に掲げる方法(以下この条において「JCO八モード法」という。)と

2 略

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の二十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

4 法附則第十二条の二の四第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（以下この条において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の二十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法

に

より当該自動車のエネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準百十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の四第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法

により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法附則第十二条の二の四第二項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の二の四第二項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC○八モード法及びWLTモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

5 法附則第十二条の二の四第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC○八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向

いること。

7| 法附則第十二条の二の四第二項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

8| 法附則第十二条の二の四第二項第四号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

上達成車であることが記載されていること。

6| 法附則第十二条の二の四第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法

により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上百四十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9| 法附則第十二条の二の四第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC○八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

10| 法附則第十二条の二の四第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC○八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

11| 法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する車両総重量が二・

7| 法附則第十二条の二の四第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC○八モード法

により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8| 法附則第十二条の二の四第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC○八モード法

により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されていること。

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12| 法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス

車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13| 法附則第十二条の二の四第四項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJCO八モード法及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

14| 法附則第十二条の二の四第四項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に

9| 法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法
により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10| 法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に

係る自動車検査証においてその旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

15| 法附則第十二条の二の四第四項第五号に規定する車両総重量が三・五

トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16| 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

係る自動車検査証にJC〇八モード法

により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11| 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達

（るいど）。

17| 法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨並びにJC○八モード法及びWLT Cモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨が明らかにされて

いること。

（法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等）

第四条の六の二 法附則第十二条の二の四第六項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証において ノンステップバスである旨が明らかにされているものとする。

2| 法附則第十二条の二の四第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の四第六項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車

成車であることが記載されていること。

12| 法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC○八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること。

（法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等）

第四条の六の二 法附則第十二条の二の四第六項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2| 法附則第十二条の二の四第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準とする

(第四項第一号において「乗合バス」という。) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準

二 法附則第十二条の二の四第六項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車(第四項第二号において「貸切バス」という。) 公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準

3 法附則第十二条の二の四第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証において リフト付きバスである旨が明らかにされているものとする。

4 法附則第十二条の二の四第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 乗合バス 公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準
- 二 貸切バス 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において

9

3 法附則第十二条の二の四第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の四第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第

一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

5 法附則第十二条の二の四第八項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証において 認定ユニバーサルデザインタクシーである旨が明らかにされているものとする。

6 略

7 法附則第十二条の二の四第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において 車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。以下この条において同じ。）又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

8 8
12 略

13 法附則第十二条の二の四第九項第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷

5 法附則第十二条の二の四第八項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 略

7 法附則第十二条の二の四第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。以下この条において同じ。）又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 8
12 略

13 法附則第十二条の二の四第九項第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に 道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷

重について明らかにされているものとする。

- 14 法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

- 15 法附則第十二条の二の四第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

- 16 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において、車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

- 17 法附則第十二条の二の四第十三項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ ホ 略

重が記載されて いるものとする。

- 14 法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されて いるものとする。

- 15 法附則第十二条の二の四第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

- 16 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されて いるものとする。

- 17 法附則第十二条の二の四第十三項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されて いるものとする。

- 18 法附則第十二条の二の四第十四項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ ホ 略

へ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

二略

三 法附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第三号、第十項、第十一項第三号及び第十二項

に掲げる自動車（バス等を除く。）にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする旨

ロニ略

18| 略

（法附則第十二条の三第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第五条 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）において 燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いて

へ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

二略

三 法附則第十二条の二の四第九項から第十三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第三号及び第四号、第十項、第十一項、第十二項第三号及び第四号並びに第十三項（バス等を除く。）に掲げる自動車

に掲げる事項を除く。）にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の四第九項から第十三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロニ略

19| 略

（法附則第十二条の三第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第五条 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されて

2 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車である旨が明らかにされているものとする。

3及び4 略

5 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において ハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

(法附則第十二条の三第二項第二号の基準等)

第五条の二

2 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車である旨が記載されているものとする。

3及び4 略

5 法附則第十二条の三第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

(法附則第十二条の三第三項第二号の基準等)

第五条の二

法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定め

る告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第九号の基準

2

法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること

3 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

4 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車 同

表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車
同
表の(2)の窒素酸化物の欄に掲げる値

三 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車
同
表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値

6 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(第八項第一号及び次条において「燃費評価実施要領」という。)第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。)が百十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

7 法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

8 法附則第十二条の三第四項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

9 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号の基準とする。

① 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車（道

路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第九号の基準

3 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 略

4 法附則第十二条の三第二項第三号に規定する動力源として用いる電気

10 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

5 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百五十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

6 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 三 略

7 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平

11 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 三 略

12 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平

成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

8 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車
表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値 同
- 二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車
表の(2)の窒素酸化物の欄に掲げる値 同
- 三 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車
表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値 同

9 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であ

成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 略

13 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であ

ること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

10| 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

11| 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

12| 法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第六項第一号に掲げる自動車については同

ること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14| 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

15| 法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に掲げる自動車については同

号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13) 法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第八項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第六條 略
(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

2
22
略

号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

16) 法附則第十二条の三第六項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第六條 略
(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六條 政令附則第十一条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた倉庫は、同号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた倉庫とする。

2
22
略

23
略

28 政令附則第十一条第十一項に規定する電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で総務省令で定めるものは、水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらの設備（当該設備と同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナツパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装置、水素製造原料払出装置、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）とする。

23 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

24
略

29 法附則第十五条第十一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

30 政令附則第十一条第十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 天然ガス充填設備（ガス圧縮機、ディスプレイ及びサクシヨンスナツパーを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却装置

29| 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、二酸化炭素排出

抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

30|
35| 略

36| 政令附則第十一条第十六項に規定する利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものうち、既に事業の用に供されていた車両を当該事業の用

、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、液化天然ガス受入装置、貯槽、液化天然ガス払出装臈、気化器、付臭装置、自然蒸発天然ガス処理装置、熱量調整装置、障壁、万代堀、キャノピー又は配管を含む。）

二 水素充填設備（水素ガス圧縮機又は液体水素圧縮機、ディスプレイを同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の制御装置、サクシヨンスナツパー、蓄圧器、ガス圧縮機用冷却・加温装置、計装空気圧縮機、冷却散水ポンプ、貯水槽、水素受入装置、水素製造原料受入装置、貯槽、水素払出装臈、水素製造原料払出装臈、気化器、付臭装置、自然蒸発水素処理設備、水素発生設備、水素精製設備、水素放散処理設備、不活性ガス設備、障壁、防火壁、万代堀、ガス検知器、キャノピー又は配管を含む。）

31| 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費、二酸化炭素排出抑制対策事業費又は燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助とする。

32|
37| 略

に供しなくなつたことに伴い当該車両に代えて当該事業の用に供される車両（以下この号及び次号イにおいて「代替車両」という。）又は代替車両以外の車両で新たな営業路線の開業若しくは列車の編成を構成する車両の増加に伴い新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。以下この号及び次号イにおいて「非代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件（次項に規定する小規模な鉄道事業者等が事業の用に供する代替車両又は非代替車両にあつては、イ及びロに掲げる要件）のいずれにも該当するもの

イ 当該代替車両にあつては一次周波数制御方式（サイリスターにより制御される方式を除く。以下このイ及び次号において同じ。）の導入によりその制御方式が既に事業の用に供されていた車両の制御方式に比べて性能が向上しており、当該非代替車両にあつてはその制御方式が一次周波数制御方式であること。

ロ 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有すること（これらの車両が内燃機関を有する場合を除く。次号イ(2)及びびロ(2)において同じ。）。

ハ 当該代替車両又は当該非代替車両が客室内に発光ダイオードを光源とする照明器具を有すること。

ニ 当該代替車両又は当該非代替車両が自動制御の機能を有する空調制御装置を用いた空調システムを有すること。

二 法附則第十五条第十六項に規定する改良された車両で政令で定めるもののうち、次に掲げる車両

イ 代替車両又は非代替車両であつて、改良により新たに次に掲げる

要件のいずれにも該当することとなつたもの

(1) 当該代替車両又は当該非代替車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。

(2) 当該代替車両又は当該非代替車両が電力回生ブレーキを有する
こと。

ロ 既に事業の用に供されていた車両を改良して当該事業の用に供するものうち、当該改良により新たに次に掲げる要件のいずれにも該当することとなつたもの（イに掲げる車両を除く。）

(1) 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であること。
(2) 当該車両が電力回生ブレーキを有すること。

38

政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両」という。）を当該事業の用に供しなくなつたことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式（サイリスターにより制御される方式を除く。）の導入により既存車両の制御方式に比べて改良され、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有するものの導入により既存車両の内燃機関に比べて改良されていること。

- 37| 略
- 38| 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める車両は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車とする。
- 39| 政令附則第十一条第十九項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

- 二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
- イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式（サイリスタにより制御される方式を除く。）であり、かつ電力回生ブレーキを有すること。
- ロ 当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有すること。
- 三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業により取得した貨物の位置を固定するための装置が取り付けられた客車であつて貨物輸送を行つた距離の全走行距離に対する割合が二分の一以上のもの又は機関車及びコンテナ用の貨車
- 39| 略
- 40| 政令附則第十一条第十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方出入国在留管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法第十三条に規定する管区海上保安部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋及び償却資産

40] 政令附則第十一条第十九項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

41] 政令附則第十一条第二十項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

42] 法附則第十五条第二十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

43] 政令附則第十一条第二十二項に規定する選定事業で総務省令で定める

一及び二 略

三 税関の支署及び出張所、地方入国管理局及びその支局並びにこれらの出張所、検疫機関、総合通信局の出張所、警察機関、国土交通省設置法第三十二条第一項に規定する地方整備局の事務所のうち港湾空港工事事務所及び空港工事事務所、海上保安庁法第十三条に規定する管区海上保安部の事務所のうち航空基地並びに地方航空局並びにその事務所のうち空港事務所及び空港出張所の用に供する家屋及び償却資産

41] 政令附則第十一条第十八項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

42] 政令附則第十一条第十九項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

43] 法附則第十五条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

44] 政令附則第十一条第二十一項に規定する選定事業で総務省令で定める

ものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

44| 政令附則第十一条第二十二項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

45| 法附則第十五条第二十五項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

46| 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

47| 法附則第十五条第二十六項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 及び二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は

ものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

45| 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

46| 法附則第十五条第二十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

47| 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助とする。

48| 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 及び二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は

同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が新設したものの

四略

48| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

49| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三略

50| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

51| 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

52| 政令附則第十一条第三十一項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三略

53| 法附則第十五条第三十項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難

同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が新設したものの

四略

49| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

50| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三略

51| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、係留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

52| 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

53| 政令附則第十一条第三十項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一 三略

54| 法附則第十五条第二十九項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難

上有効な階段その他の経路とする。

54| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六 略

55| 政令附則第十一条第三十三項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

56| 政令附則第十一条第三十四項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十三項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

57| 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

58| 法附則第十五条第三十三項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

59| 法附則第十五条第三十三項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

60| 法附則第十五条第三十三項第一号ハに規定する総務省令で定める規模

上有効な階段その他の経路とする。

55| 政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 六 略

56| 政令附則第十一条第三十二項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

57| 政令附則第十一条第三十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十二項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

58| 法附則第十五条第三十二項第一号イに規定する太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

59| 法附則第十五条第三十二項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

60| 法附則第十五条第三十二項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

61| 法附則第十五条第三十二項第一号ハに規定する総務省令で定める規模

は、出力五千キロワットとする。

61| 法附則第十五条第三十三項第一号二に規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

62| 法附則第十五条第三十三項第一号ホに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

63| 法附則第十五条第三十三項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

64| 法附則第十五条第三十四項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

65| 法附則第十五条第三十五項に規定する補強のための工事で総務省令で

は、出力五千キロワットとする。

62| 法附則第十五条第三十二項第一号二に規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

63| 法附則第十五条第三十二項第一号ホに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

64| 法附則第十五条第三十二項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

65| 法附則第十五条第三十三項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一〇三 略

66| 法附則第十五条第三十四項に規定する補強のための工事で総務省令で

定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

66] 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

67] 法附則第十五条第三十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

68] 法附則第十五条第三十七項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第一百一条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第一百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、可搬型のものを除く。）とする。

定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

67] 法附則第十五条第三十四項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一及び二 略

68] 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

69] 法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第一百一条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第一百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、可搬型のものを除く。）とする。

69 法附則第十五条第三十八項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

70 法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

71 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

72 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

70 法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

71 法附則第十五条第三十八項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

72 法附則第十五条第三十八項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第五項において準用する同条第四項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

73 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「機械装置等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二略

73| 政令附則第十一条第三十七項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

74| 政令附則第十一条第三十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二略

75| 政令附則第十一条第四十一項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二略

76| 法附則第十五条第四十二項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第十一 十一条第四十 項第一号に 規定する一般 送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置 及び電話ケーブル
二 政令附則第 二	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し

一及び二略

74| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

75| 政令附則第十一条第三十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二略

76| 政令附則第十一条第四十項第七号に規定する総務省令で定める道路は、次の各号に掲げるものとする。

一及び二略

77| 法附則第十五条第四十一項に規定する地下ケーブルその他の総務省令で定める設備は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 政令附則第 十一条第三十 九項第一号に 規定する一般 送配電事業者	管路、ケーブル、引込線、変圧器、保安開閉装置 及び電話ケーブル
二 政令附則第 二	市内線路設備、市外線路設備及びこれらを収容し

<p>十一條第四十 項第二号に 規定する電気 通信事業者</p>	<p>、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第 十一條第四十 項第三号に 規定する事業 者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備</p>

77) 法附則第十五條第四十三項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が同項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八條第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

78) 法附則第十五條第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

79) 政令附則第十一條第四十四項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六

<p>十一條第三十 九項第二号に 規定する電気 通信事業者</p>	<p>、又は保護するための土木設備</p>
<p>三 政令附則第 十一條第三十 九項第三号に 規定する事業 者</p>	<p>ケーブル、中継増幅器、分岐器、分配器、電源供給器及びこれらを収容し、又は保護するための設備</p>

78) 法附則第十五條第四十二項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が同項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八條第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

79) 法附則第十五條第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

80) 政令附則第十一條第四十三項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五條第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六

十四号)第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

80| 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

81| 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

82| 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置(以下この項において「機械及び装置」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 一三 略

83| 政令附則第十一条第四十五項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具(以下この項において「工具」という。)のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 一三 略

84| 政令附則第十一条第四十五項第三号に規定する器具及び備品で総務省

十四号)第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

81| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

82| 政令附則第十一条第四十四項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

83| 政令附則第十一条第四十四項第一号に規定する機械及び装置で総務省令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置(以下この項において「機械及び装置」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 一三 略

84| 政令附則第十一条第四十四項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具(以下この項において「工具」という。)のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 一三 略

85| 政令附則第十一条第四十四項第三号に規定する器具及び備品で総務省

令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 三 略

85| 政令附則第十一条第四十五項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 三 略

86| 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十七項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

87| 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

88| 法附則第十五条第四十九項に規定する特定公益的施設又は特定公共施

令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品（以下この項において「器具及び備品」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 三 略

86| 政令附則第十一条第四十四項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 三 略

87| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十六項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十六項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

88| 政令附則第十一条第四十六項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

設のうち総務省令で定めるものは、福島復興再生特別措置法施行規則第八條第一項第七号に掲げる事業により整備する同号イ及びロに掲げる施設とする。

(政令附則第十二條の割合の補正等)

第七條 第七條の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二條第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同條第十一項(同條第十五項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同條第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同條第十六項に規定する区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定

(政令附則第十二條の割合の補正等)

第七條 第七條の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二條第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同條第十一項(同條第十五項において準用する場合を含む。)に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同條第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同條第十九項

居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定特例適用住宅における特定居住用部分又は特定居住用部分以外の部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合、同条第二十一項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十九項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合並びに同条第四十七項及び第四十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床

に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十七項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十八項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合並びに同条第四十五項及び第四十六項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床

面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

- 2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十六項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十六項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第四十項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十三項、第四十六項、第四十七項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第四十八項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3 5 略

- 6 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき

面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

- 2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十九項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第四十六項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3 5 略

- 6 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十七項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき

同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

7 政令附則第十二条第二十項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

8 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十一項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十三項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十三項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十三項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十四項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書

同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

7 政令附則第十二条第十八項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

8 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十一項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十一項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十一項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十一項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十二項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書

書類

五略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二略

三 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四略

10略

11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三略

四 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

12及び13略

14 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより

書類

五略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二略

三 政令附則第十二条第二十九項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四略

10略

11 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三略

四 政令附則第十二条第二十九項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

12及び13略

14 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより

証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十九項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

15 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第一号イ及びロ	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第一号イ	特定居住用部分の床面積	政令附則第十二条第十	特定居住用部分の床面積
政令附則第十二条第十	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積に算入する。

証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十七項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

15 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

略

政令附則第	イ 六項第三号 十二條第十	ロ 六項第二号
特定居住用部分以	特定居住用部分の 床面積	専有部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

<p>政令附則第十二条第十 六項第四号 ロ</p>			<p>十二條第十 六項第三号 ロ</p>
<p>専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>専有部分の床面積</p>	<p>外の部分の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

	政令附則第 十二條第二 十項第三号	一の独立区画部分 （人の居住の用に 供するために独立 的に区画された部 分として総務省令 で定める部分をい う。以下この条に おいて同じ。）の 床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。
政令附則第 十二條第二 十一項第一 号ロ	一の独立区画部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
政令附則第 十二條第二 十一項第二 号イ	人の居住の用に供 する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
床面積	居住用専有部分の 床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

	政令附則第 十二條第十 八項第三号	一の独立区画部分 （人の居住の用に 供するために独立 的に区画された部 分として総務省令 で定める部分をい う。以下この条に おいて同じ。）の 床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。
政令附則第 十二條第十 九項第一号 ロ	一の独立区画部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
政令附則第 十二條第十 九項第二号 イ	人の居住の用に供 する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
床面積	居住用専有部分の 床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

政令附則第		政令附則第 第十二条第二 十一項第二 号ロ	
特定居住用部分の	居住用専有部分の 床面積	居住専有独立部分 の床面積	人の居住の用に供 する部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第		政令附則第 第十二条第十 九項第二号 ロ	
特定居住用部分の	居住用専有部分の 床面積	居住専有独立部分 の床面積	人の居住の用に供 する部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

<p>政令附則第 十二條第三 十五項第二 号</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>政令附則第 十二條第二 十九項</p>	<p>高齡者等居住改修 専有部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各高齡者等居住改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>政令附則第 十二條第二</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>十二條第二 十八項第二 号</p>	<p>床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
--	-------------------------	--	--------------------------------	------------------------------	---	------------------------	-------------------------	--	------------------------------	------------	---

<p>政令附則第 十二條第三 十三項第二 号</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>政令附則第 十二條第二 十七項</p>	<p>高齡者等居住改修 専有部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各高齡者等居住改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>政令附則第 十二條第二</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>十二條第二 十六項第二 号</p>	<p>床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
--	-------------------------	--	--------------------------------	------------------------------	---	------------------------	-------------------------	--	------------------------------	------------	---

政令附則第 十二條第三 十六項	特定居住用部分の 床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	政令附則第 十二條第三 十八項第一 号	床面積	併用住宅にあつては、その人の居 住の用に供する部分の床面積とす る。	政令附則第 十二條第三 十九項第三 号	一の独立区画部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	一の独立区画部分	共同住宅等に共同の用に供される
-----------------------	-----------------	---	------------------------------	-----	--	------------------------------	------------------	--	----------	-----------------

政令附則第 十二條第三 十四項	特定居住用部分の 床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	政令附則第 十二條第三 十六項第一 号	床面積	併用住宅にあつては、その人の居 住の用に供する部分の床面積とす る。	政令附則第 十二條第三 十七項第三 号	一の独立区画部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	一の独立区画部分	共同住宅等に共同の用に供される
-----------------------	-----------------	---	------------------------------	-----	--	------------------------------	------------------	--	----------	-----------------

<p>第十二条第四 十項第一号 ロ</p>	<p>の床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二条第四 十項第二号 イ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>第十二条第三 十八項第一 号ロ</p>	<p>の床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二条第三 十八項第二 号ロ</p>	<p>人の居住の用に供する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十二条第四十六項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第四十五項第二号</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第四十五項第二号</p>	<p>居住用専有部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第四十五項第二号</p>	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十二条第四十四項</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第四十三項第二号</p>	<p>特定居住用部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第四十三項第二号</p>	<p>居住用専有部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二条第四十三項第二号</p>	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第 十二條第四 十七項第二 号ロ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二條第四 十七項第一 号ハ</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二條第四 十七項第二 号ロ</p>	<p>特定熱損失防止改 修住宅専有部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の</p>

<p>政令附則第 十二條第四 十五項第二 号ロ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二條第四 十五項第一 号ハ</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二條第四 十五項第二 号ロ</p>	<p>特定熱損失防止改 修住宅専有部分の 床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の</p>

政令附則第十二条第四		号ハ	政令附則第十二条第四	
一の独立区画部分の床面積	居住専有独立部分の床面積	人の居住の用に供する部分の床面積	居住用専有部分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十二条第四		号ハ	政令附則第十二条第四	
一の独立区画部分の床面積	居住専有独立部分の床面積	人の居住の用に供する部分の床面積	居住用専有部分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

十八項第一 号ハ	政令附則第 十二条第四 十八項第二 号ロ		政令附則第 十二条第四 十八項第二 号ハ
	居住用専有部分の 床面積	人の居住の用に供 する部分の床面積	居住用専有部分の 床面積
面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

十六項第一 号ハ	政令附則第 十二条第四 十六項第二 号ロ		政令附則第 十二条第四 十六項第二 号ハ
	居住用専有部分の 床面積	人の居住の用に供 する部分の床面積	居住用専有部分の 床面積
面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

	する部分の床面積	部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

(政令附則第十二条の四第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等)

第七条の三 政令附則第十二条の四第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同条第四項第一号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地（以下この項及び次項において「被災住宅用地」という。）の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一

	する部分の床面積	部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住専有独立部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の一部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等がこれらの規定に掲げる者（以下この項及び次項において「前相続人等」という。）から被災住宅用地の一部等を取得した場合、同条第三項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、これらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

2 | 政令附則第十二条の四第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分（次号において「被災住宅用地の全部等」という。）を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用

地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5| 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一 次に掲げる各被災共用土地納税義務者	$(1/A) \times (B \times C) / D$
イ 平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供する土地	<p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>B 当該被災共用土地に係る小規模</p>

に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（同月十四日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下

- 住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 当該被災共用土地の面積
 - D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

このイにおいて同じ。

（）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成二十八年四月十三日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において

「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分

<p>の割合を合算したものと とする。以下この項に おいて「相続等に係る 特定共有持分の割合」 という。）を乗じて得 た面積が二百平方メー トル以下となる当該特 定共有持分を有してい るもの</p>	
<p>二 次に掲げる各被災共用 土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で平成三 十一年度又は平成三十 二年度に係る賦課期日 において当該被災共用 土地の面積にその者の 当該被災共用土地に係 る共有持分（平成二十 八年四月十四日以後に その者が取得した当該 被災共用土地に係る共 有持分を除く。以下こ のイにおいて同じ。）</p>	<p>イ $\frac{1}{A} \times \{ B \times (C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C)) \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) \div J + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times (E \times G - C)) \div (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) \div L \} \times (1 \div G)$</p> <p>ロ $\frac{1}{A} \times (B \times E) \div J$ $J < E \times (F + H)$ である場合には イの算式を用い、$J \geq E \times (F + H)$) である場合にはロの算式を用いる。 。</p>

の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ 相続人等が平成三十二年又は平成三十一年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

(算式の符号)

- A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
- B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(D)において「専有部分の従前所有者」という。)が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。))
- D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数(2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の

従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の敷に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したものである。

E 当該被災共用土地の面積

F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものである。

G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合

H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係るこの号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものである。

	<p>Ⅰ この号イに掲げる被災共用土地 納税義務者又はこの号ロに掲げる 相続人等に係る特例対象者（以下 このⅠにおいて「専有部分の従前 所有者」という。）がそれぞれ所 有していた専有部分の数（2以上 の部分に独立的に区画されていた 専有部分を所有していた専有部分 の従前所有者にあつては、その所 有していた当該専有部分の数に専 有部分の住居数を乗じたものとす る。）を合算したもの</p> <p>Ⅱ 当該被災共用土地に係る小規模 住宅用地である部分の面積</p> <p>Ⅲ 当該被災共用土地に係る一般住 宅用地である部分に係る固定資産 税の課税標準に相当する額</p> <p>Ⅳ 当該被災共用土地に係る一般住 宅用地である部分の面積</p>
<p>三 次に掲げる被災共用土 地納税義務者</p> <p>イ 平成二十八年度に係 る賦課期日において人</p>	<p>(A - (B + C)) / (A × D) (算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資 産税の額</p>

<p>の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>ロ 平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>Ｂ 第1号に掲げる各被災共用土地に納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>Ｃ 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したものの</p> <p>Ｄ この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成31年度又は平成32年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
---	---

6

被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成二十八年年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項及び次項において「併用専有部分」という。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が同日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」とい

う。)がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等(以下この項及び次項において「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。)の平成三十一年度又は平成三十二年に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成三十一年度又は平成三十二年に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成三十一年度又は平成三十二年に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る

被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$a \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

a 前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

β 前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

K 居住割合

- 7 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成二十八年四月十日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、第五項の規定を適用する。

- 8 前三項の規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法附則第十六条の二第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正に

ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の 第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$\frac{(1/A) \times (B \times C)}{D}$	$\frac{(1/A) \times (B \times E)}{D + F \times (C - E) / G}$	
D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	
	E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積	
	F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額	
	G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積	
第五項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災

の表の
第二号

	区分所有家屋の床面積の十倍 の面積
$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + N \times ((E - M) / O))\}}{E \times (F + H)}$	$(1/A) \times \{ \{ B \times ((C + (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L) \} \times (1/G) + N \times ((E - M) / O) \}$
$\frac{(1/A) \times ((B \times E) / J)}{E \times (F + H)}$	$\frac{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E - M) / O)}{M \times (F + H)}$
<p><u>L</u> 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>	<p><u>L</u> 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p> <p><u>M</u> 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積</p>

		N 当該被災共用土地に係る 非住宅用地である部分に係 る固定資産税の課税標準に 相当する額 O 当該被災共用土地に係る 非住宅用地である部分の面 積
第六項	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災 区分所有家屋の床面積の十倍 の面積

9

法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項か
 ら前項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納
 税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とするほか、次の表
 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
 に掲げる字句とする。

第四項 各号列 記以外 の部分 第四項 第一号	附則第十六条の二第三項 被災共用土地	附則第十六条の二第八項の規 定により読み替えて適用され る同条第三項 附則第十六条の二第八項の規 定により読み替えて適用され る同条第三項 特定仮換地等
--	---	--

第五項 の表の 第二号	被災共用土地に係る共有持 分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分
	被災共用土地に係る特定共 有持分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る特定共有持分
	被災共用土地に係る固定資 産税	特定仮換地等に係る固定資産 税
	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る共有持 分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資 産税	特定仮換地等に係る固定資産 税
	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地
	被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
被災共用土地に係る同号の 共有持分又は特定共有持分	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に	

<p>の割合</p>	<p>係る同号の共有持分又は特定 共有持分の割合</p>
<p>第五項 の表の 第三号</p>	<p>被災共用土地に係る一般住 宅用地 被災共用土地に係る共有持 分</p>
<p>被災共用土地に係る固定資 産税</p>	<p>特定仮換地等に係る固定資産 税</p>
<p>被災共用土地納税義務者</p>	<p>特定仮換地等納税義務者</p>
<p>被災共用土地に係る共有持 分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分</p>
<p>第六項</p>	<p>被災共用土地に係る被災区 分所有家屋</p>
<p>被災共用土地に係る共有持 分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る共有持分</p>
<p>被災共用土地に係る特例適 用共有持分</p>	<p>特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る特例適用共有持分</p>
<p>被災共用土地の面積</p>	<p>特定仮換地等の面積</p>

項	住宅用地	住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
前項の表の第	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
五項の表の第	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る一般住宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅用地
二号の項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る非住宅用地	特定仮換地等に係る非住宅用地
前項の表の第	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
六項の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

(法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として

(法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として

用いる軽自動車等)

第八条の三の三 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）において 燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いている旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証において 主燃料がメタノールである旨が明らかにされているものとする。

3及び4 略

5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証において ハイブリッド自動車である旨が明らかにされている軽自動車とする。

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

用いる軽自動車等)

第八条の三の三 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

3及び4 略

5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

(法附則第三十条第三項第二号の基準等)

第八條の三の四 法附則第三十條第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

2 法附則第三十條第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

3 法附則第三十條第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五條第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第四百四十七條第一号イに

規定するエネルギー消費効率をいう。)とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十五条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

4 法附則第三十条第四項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる軽自動車
同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車
同表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値

5 法附則第三十条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(次項第一号及び次条において「燃費評価実施要領」という。)第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条において

て「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

6 法附則第三十条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

7 法附則第三十条第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

- ① 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（第五項）において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。
- 2 法附則第三十条第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項
- 8 二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
法附則第三十条第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。
 - 一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。
 - 二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 9 法附則第三十条第六項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（第十一項）において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

3 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

4 法附則第三十条第三項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関する

10 法附則第三十条第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定

を受けた
軽自動車とする。

エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5| 法附則第三十条第三項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一及び二 略

6| 法附則第三十条第三項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第九項第一号及び次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 略

7| 法附則第三十条第三項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)に掲げる軽自動車
同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

11| 法附則第三十条第七項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一及び二 略

12| 法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 略

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車

同表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値

8| 法附則第三十条第三項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

9| 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル(以下この条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

10| 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令

13| 法附則第三十条第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準五十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準四十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準三十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14| 法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

15| 法附則第三十条第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第七項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

11) 法附則第三十条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

12) 法附則第三十条第四項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

16) 法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第一号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

17) 法附則第三十条第八項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第七項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13| 法附則第三十条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

14| 法附則第三十条第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第七項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

18| 法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第十一項第二号に定める値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

19| 法附則第三十条第八項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第四項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
八 米加工品製造業	略 米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子(米を原材料とするものに限る。)の生産の用に供する設備を有する施設
九 麦加工品製造業(パスタ製造業を含む。)	略 精選設備を有する施設(パスタ製造業にあつては、パスタの生産の用に供する設備を有する施設)
十 砂糖製造業	略 砂糖の生産の用に供する設備を有する施設
十一 菓子製造業(チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る。)	略 チョコレート、キャンデー又はビスケットの生産の用に供する設備を有する施設
十二 乳製品製造業	略 乳製品の生産の用に供する設備を有する施設(チーズ製造業にあつ

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業種	施設
八 米加工品製造業	略 米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子(米を原材料とするものに限る。)の生産の用に供する設備を有する施設
九 麦加工品製造業	略 精選設備を有する施設
十 乳製品製造業	略 乳製品の生産の用に供する設備を有する施設(チーズ製造業にあつ

		ては、凝乳設備を有する施設
十三	牛肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十四	豚肉調製品製造業	急速冷凍設備を有する施設

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2～8 略

9 法附則第五十六条第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項 第一号	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第八項の規定により読み替えて適用される
	被災共用土地	特定仮換地等
同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）		同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項

		ては、凝乳設備を有する施設
十一	牛肉調整品製造業	急速冷凍設備を有する施設
十二	豚肉調整品製造業	急速冷凍設備を有する施設

(政令附則第三十三条第四項第一号に規定する総務省令で定める面積等

第二十四条 略

2～8 略

9 法附則第五十六条第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項 第一号	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第八項の規定により読み替えて適用される
	被災共用土地	仮換地等
同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）		同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により読み替えて適用される同条第一項

第五項 の表以 外の部 分		第四項 第二号	第五項 の表以 外の部 分	第五項 の表の 第一号
被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る特定共 有持分
附則第五十六条第三項	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第一項	附則第五十六条第三項	被災共用土地に係る共有持 分
同条第三項	同条第三項	特定仮換地等	同条第三項	被災共用土地の面積
同条第八項の規定により読み 替えて適用される同条第三項	同条第八項の規定により読み 替えて適用される同条第三項	附則第五十六条第六項の規定 により読み替えて適用される 同条第一項	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る持分の 割合	被災共用土地に係る持分の 割合	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る次の 特定仮換地等	被災共用土地に係る次の 特定仮換地等	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積

第五項 の表以 外の部 分		第四項 第二号	第五項 の表以 外の部 分	第五項 の表の 第一号
被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る特定共 有持分
附則第五十六条第三項	附則第五十六条第三項	附則第五十六条第一項	附則第五十六条第三項	被災共用土地に係る共有持 分
同条第三項	同条第三項	特定仮換地等	同条第三項	被災共用土地の面積
同条第八項の規定により読み 替えて適用される同条第三項	同条第八項の規定により読み 替えて適用される同条第三項	附則第五十六条第六項の規定 により読み替えて適用される 同条第一項	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る持分の 割合	被災共用土地に係る持分の 割合	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る次の 特定仮換地等	被災共用土地に係る次の 特定仮換地等	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積
被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	特定仮換地等	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	被災共用土地に係る共有持 分の面積

第五項 の表の 第二号 分	被災共用土地に係る固定資産 税	特定仮換地等に係る固定資産 税
	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地
被災共用土地に係る固定資 産税	特定仮換地等に係る固定資産 税	
被災共用土地に係る小規模 住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住 宅用地	
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者	
被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	
被災共用土地に係る同号の 共有持分又は特定共有持分 の割合	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る同号の共有持分又は特定 共有持分の割合	
被災共用土地に係る一般住 宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅 用地	
被災共用土地に係る共有持	特定仮換地等に対応する従前	

第五項 の表の 第二号 分	被災共用土地に係る固定資産 税	仮換地等 に係る固定資産 税
	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	仮換地等 に係る小規模住 宅用地
	被災共用土地の面積	仮換地等 の面積
	被災共用土地の面積	仮換地等 の面積
	被災共用土地に係る小規模 住宅用地	仮換地等 に係る小規模住 宅用地
被災共用土地に係る固定資 産税	仮換地等 に係る固定資産 税	
被災共用土地に係る小規模 住宅用地	仮換地等 に係る小規模住 宅用地	
被災共用土地納税義務者	仮換地等納税義務者	
被災共用土地の面積	仮換地等 の面積	
被災共用土地に係る同号の 共有持分又は特定共有持分 の割合	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る同号の共有持分又は特定 共有持分の割合	
被災共用土地に係る一般住 宅用地	仮換地等 に係る一般住宅 用地	
被災共用土地に係る共有持	仮換地等 に対応する従前	

の表の 第三号		第六項	
分	の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る固定資産税	特定仮換地等に係る固定資産税	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地納税義務者	特定仮換地等納税義務者	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る持分の	特定仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る持分の	被災共用土地に係る持分の

の表の 第三号		第六項	
分	の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地納税義務者	仮換地等納税義務者	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分	被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る持分の	仮換地等に対応する従前	被災共用土地に係る持分の	被災共用土地に係る持分の

第七項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	割合 の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る共有持分	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	
第八項の表以外の部分	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	
第八項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	特定仮換地等に係る小規模住宅用地	
被災共用土地に係る非住宅	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	特定仮換地等に係る非住宅用
	被災共用土地に係る非住宅	特定仮換地等に係る非住宅用	

第七項	被災共用土地の面積	仮換地等の面積	割合 の土地である被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	
第八項の表以外の部分	被災共用土地の面積	仮換地等の面積	被災共用土地に係る持分の割合
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	
第八項の表の第五項の表の第一号の項	被災共用土地の面積	仮換地等の面積	被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地	
被災共用土地に係る非住宅	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に係る非住宅用
	被災共用土地に係る非住宅	仮換地等に係る非住宅用	

10 ～ 12 略	第八項 の表の 第五項 の表の 第二号 の項 の項	田舎	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る一般住 宅用地	特定仮換地等に係る一般住宅 用地
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	特定仮換地等に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る非住宅 用地	特定仮換地等に係る非住宅用 地
		田舎	被災共用土地の面積	特定仮換地等の面積
10 ～ 12 略	第八項 の表の 第五項 の表の 第二号 の項 の項	田舎	被災共用土地の面積	仮換地等 の面積
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る一般住 宅用地	仮換地等 に係る一般住宅 用地
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る非住宅 用地	仮換地等 に係る非住宅用 地
		田舎	被災共用土地の面積	仮換地等 の面積
10 ～ 12 略	第六項 の表の 第六項 の項	田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋
		田舎	被災共用土地に係る被災区 分所有家屋	仮換地等 に対応する従前 の土地である被災共用土地に 係る被災区分所有家屋

第二条による改正（自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（<u>家用の乗用車の台数の算定</u>）</p> <p><u>第三条の二</u> 法第二条の二第一項の家用の乗用車の台数の算定は、毎年 度、前年の四月一日現在において行うものとする。</p>	

附則第六条による改正（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号））

改 正 後		改 正 前	
歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）			
歳 入		歳 入	
都 道 府 県		都 道 府 県	
款	項	目	目
1及び2 略	1～3 略	1 <u>自動車重量譲与税</u>	1及び2 略
3 地方譲与税	4 <u>自動車重量譲与税</u>	1 <u>自動車重量譲与税</u>	3 地方譲与税
	5 <u>地方道路譲与税</u>	1 <u>地方道路譲与税</u>	
4～15 略		1 <u>地方道路譲与税</u>	4～15 略
備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、			
「 3 地方譲与税」		「 3 地方譲与税」	
1～3 略		1～3 略	
を		を	

<u>4</u> <u>自動車重量譲与税</u>	<u>1</u> <u>自動車重量譲与税</u>
<u>5</u> <u>地方道路譲与税</u>	<u>1</u> <u>地方道路譲与税</u>

」

<u>4</u> <u>地方道路譲与税</u>	<u>1</u> <u>地方道路譲与税</u>
-------------------------	-------------------------

」

「 3 地方譲与税

1～3 略	
<u>4</u> <u>自動車重量譲与税</u>	<u>1</u> <u>自動車重量譲与税</u>
<u>5</u> <u>地方道路譲与税</u>	<u>1</u> <u>地方道路譲与税</u>
<u>6</u> <u>航空機燃料譲与税</u>	<u>1</u> <u>航空機燃料譲与税</u>

と

1～3 略	
<u>4</u> <u>地方道路譲与税</u>	<u>1</u> <u>地方道路譲与税</u>
<u>5</u> <u>航空機燃料譲与税</u>	<u>1</u> <u>航空機燃料譲与税</u>

と

4 略

4 略

すること。

すること。

備考 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地

備考 2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、地方自治法第252条の19第1項の指定都市、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地

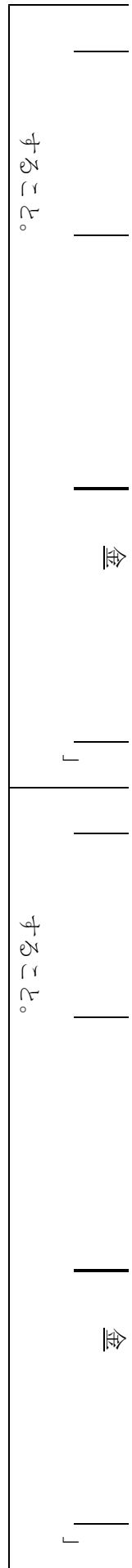
方特例交付金」を「12 地方特例交付金」とし、以下順次4号
 ずつ繰り下げ、

「 2～7 略					
「 2～6 略					
	7 地方消費税 交付金	1 地方消費税交付金			
	8 ギルノ場利 用税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金		
			1 ギルノ場利用税交 付金		

方特例交付金」を「13 地方特例交付金」とし、以下順次5号
 ずつ繰り下げ、

「 2～7 略					
「 2～6 略					
	7 道 (府県) 民税所得割 臨時交付金	1 道 (府県) 民税所 得割臨時交付金			
	8 地方消費税 交付金	1 地方消費税交付金			
	9 ギルノ場利 用税交付金	1 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金		
			1 ギルノ場利用税交 付金		

9	自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金 2 旧法による自動車 取得税交付金	10	自動車取得 税交付金	1 自動車取得税交付 金	1 自動車取得税交付 金 2 旧法による自動車 取得税交付金
10	軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引 取税交付金	11	軽油引取税 交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引 取税交付金
11	国有提供施設等所在市 町村助成交付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付	12	国有提供施設等所在市 町村助成交付金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付



附則第七条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改 正 後	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第
改 正 前	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一條第六項(第六百二條第二項、第六百三條第四項及び第六百三條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一條第六項(第六百二條第二項、第六百三條第四項及び第六百三條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第二項

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第二項

、第十五条の六の二第一項及び第二項
（これらの規定を第一条第二項において
準用する場合を含む。）、第十六条
の二第二項（第一条第二項、第五十五
条の二第三項、第五十五条の四第三項
、第七十二条の三十八の二第十二項、
第七十二条の三十九の二第三項、第七
十二条の三十九の四第三項、第四百十
四条の二十九第二項、第三百二十一
条の十一の二第三項、第三百二十一
条の十一の三第三項及び第六百一条第六項
（第六百二条第二項、第六百三条第四
項及び第六百三条の二の二第二項並び
に附則第三十一条の三の二第四項及び
第三十一条の三の三第三項において準
用する場合を含む。）並びに附則第二
十九条の四第二項、第二十九条の五第
十項及び第三十一条の三の四第七項に
おいて準用する場合を含む。）、第十
六条の三第四項及び第六項（これらの
規定を第一条第二項において準用する
場合を含む。）、第十六条の四第二項
（第一条第二項及び第十六条の四第十

、第十五条の六の二第一項及び第二項
（これらの規定を第一条第二項におい
て準用する場合を含む。）、第十六条
の二第二項（第一条第二項、第五十五
条の二第三項、第五十五条の四第三項
、第七十二条の三十八の二第十二項、
第七十二条の三十九の二第三項、第七
十二条の三十九の四第三項、第四百十
四条の二十九第二項、第三百二十一
条の十一の二第三項、第三百二十一
条の十一の三第三項及び第六百一条第六項
（第六百二条第二項、第六百三条第四
項及び第六百三条の二の二第二項並び
に附則第三十一条の三の二第四項及び
第三十一条の三の三第三項において準
用する場合を含む。）並びに附則第二
十九条の四第二項、第二十九条の五第
十項及び第三十一条の三の四第七項に
おいて準用する場合を含む。）、第十
六条の三第四項及び第六項（これらの
規定を第一条第二項において準用する
場合を含む。）、第十六条の四第二項
（第一条第二項及び第十六条の四第十

二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項(第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三十七条の二第三項、第四十三条(第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第八項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項

二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を

第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第八項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項

、第四十項及び第四十一項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三條第二十項については第一条第二項及び第五十五條第五項において、第五十三條第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十五條の二第六項、第五十五條の四第六項、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の七第四項及び第七十二條の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項にお

、第四十項及び第四十一項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三條第二十項については第一条第二項及び第五十五條第五項において、第五十三條第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十五條の二第六項、第五十五條の四第六項、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の七第四項及び第七十二條の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項にお

いて準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十七項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十九第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十七項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第

いて準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十七項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十九第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十七項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第

一項及び第四項、第七十二条の二十八
第一項、第三項及び第四項、第七十二
条の二十九第一項、第三項及び第五項
、第七十二条の三十第一項、第七十二
条の三十一、第七十二条の三十三、第
七十二条の三十四、第七十二条の三十
九の二第六項、第七十二条の三十九の
四第六項、第七十二条の四十八第一項
、第七十二条の四十八の二第二項及び
第四項から第七項まで、第七十二条の
四十九の二、第七十二条の四十九の五
第四項、第七十二条の四十九の八第一
項及び第三項、第七十二条の五十第三
項、第七十二条の五十二、第七十二条
の五十四第四項、第七十二条の五十五
第一項から第三項まで、第七十二条の
五十七の二第六項、第七十二条の五十
九、第七十二条の六十三第三項、第七
十二条の六十三の四第一項及び第三項
、第七十二条の六十六第一項、第七十
二条の七十八第六項、第七十二条の八
十四第四項、第七十二条の八十七、第
七十二条の八十八第一項及び第二項、

一項及び第四項、第七十二条の二十八
第一項、第三項及び第四項、七十二
条の二十九第一項、第三項及び第五項
、第七十二条の三十第一項、七十二
条の三十一、第七十二条の三十三、第
七十二条の三十四、第七十二条の三十
九の二第六項、第七十二条の三十九の
四第六項、第七十二条の四十八第一項
、第七十二条の四十八の二第二項及び
第四項から第七項まで、第七十二条の
四十九の二、第七十二条の四十九の五
第四項、第七十二条の四十九の八第一
項及び第三項、第七十二条の五十第三
項、第七十二条の五十二、第七十二条
の五十四第四項、第七十二条の五十五
第一項から第三項まで、第七十二条の
五十七の二第六項、第七十二条の五十
九、第七十二条の六十三第三項、第七
十二条の六十三の四第一項及び第三項
、第七十二条の六十六第一項、第七十
二条の七十八第六項、第七十二条の八
十四第四項、第七十二条の八十七、第
七十二条の八十八第一項及び第二項、

第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二条、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項

第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二条、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項

及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第一項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百十一条第二項、第五百十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第八百八十四条第二項、第八百八十八条第三項、第九百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十四條の七第三項、第三百十七條の二第二項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七條の二第四項につ

及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第一項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百十一条第二項、第五百十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第八百八十四条第二項、第八百八十八条第三項、第九百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七條の二第二項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七條の二第四項につ

ては第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の第三十八項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七条の六第一項から第四項まで（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の七の第十三第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項（同条第一項、第二項、第三項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条

ては第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の第三十八項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七条の六第一項から第四項まで（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の七の第十三第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項（同条第一項、第二項、第三項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条

第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条

第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条

第一項において準用する場合を含む。
)、第三百五十四条の二(第七百三十四
条第一項及び第七百四十五条第一項
において準用する場合を含む。)、第
三百六十四条第三項、第七項及び第九
項(同条第三項については第七百三十
四条第一項において、第三百六十四
条第七項及び第九項については第七百
三十四条第一項及び第七百四十五
条第一項において準用する場合を含む。)、
第三百六十四条の二第二項及び第四
項(同条第二項については第七百六
条の三第三項、第七百三十四条第一
項及び第七百四十五条第一項にお
いて、第三百六十四条の二第二項
については第七百六条の三第三項、
第七百四十五条第一項において、第
三百六十四条の二第四項については
第七百三十四条第一項及び第七百
四十五条第一項において準用する
場合を含む。)、第三百七十一
条第一項(第七百三十四条第一項
及び第七百四十五条第一項にお
いて準用する場合を含む。)、第
三百八十二条の三(第七百三十四
条第一項において準用する場合を
含む。)、第三百八十三条(第七百
三十四

第一項において準用する場合を含む。
)、第三百五十四条の二(第七百三十
四条第一項及び第七百四十五条第一
項において準用する場合を含む。)、第
三百六十四条第三項、第七項及び第九
項(同条第三項については第七百三十
四条第一項において、第三百六十四
条第七項及び第九項については第七
百三十四条第一項及び第七百四十五
条第一項において準用する場合を
含む。)、第三百六十四条の二第二項
及び第四項(同条第二項については
第七百六条の三第三項、第七百三
十四条第一項及び第七百四十五
条第一項において準用する場合を
含む。)、第三百七十一
条第一項(第七百三十四条第一項
及び第七百四十五条第一項にお
いて準用する場合を含む。)、第
三百八十二条の三(第七百三十四
条第一項において準用する場合を
含む。)、第三百八十三
条(第七百三十四

第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一条第一項、第四百二十二條、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六條第二項、第四百四十七條第一項、第四百五十條第三項、第四百五十七條第一項、第四百七十條第六項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五条、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條、第五百二十五條第四項並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する

第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七條第二項、第四百十八條、第四百二十一条第一項、第四百二十二條、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六條第二項、第四百四十七條第一項、第四百五十條第三項、第四百五十七條第一項、第四百七十條第六項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五条、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條、第五百二十五條第四項並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する

場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び

場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び

第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十

第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十

三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百八十三条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十三条第一項から第三項まで、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十七項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の九の二第二項及び第六項、第十五条の十第二項、第十五条の十一第二項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。

三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百八十三条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十三条第一項から第三項まで、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十七項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の九の二第二項及び第六項、第十五条の十第二項、第十五条の十一第二項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。

		略	<p>地方税法施行令</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三（第一条及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用す</p>
--	--	---	--

		略	<p>地方税法施行令</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三（第一条及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用す</p>
--	--	---	--

る場合を含む。）、第六条の第十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第三十九条の十二、第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項

る場合を含む。）、第六条の第十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第三十九条の十二、第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項

、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用

、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用

する場合を含む。）、第二十四条の三
第一項及び第三項（同条第一項につ
ては第一条、第二十四条の四の二及
び第二十四条の五において、第二十四
条の三第三項については第一条、第二
十四条の四第五項、第二十四条の四の
二、第二十四条の四の三第二項及び第
二十四条の五において準用する場合を
含む。）、第二十四条の四第三項、第
四項、第六項及び第七項（これらの規
定を第一条及び第二十四条の四の三第
一項において準用する場合を含む。）、
第二十五条第一項、第三十二条の二第
四項、第三十二条の三第四項、第三
十五条の二の二第一項、第三十五条の
四の二第三項、第三十五条の四の三第
一項、第三十五条の七の四第一項、第
三十七條の十五の二第一項、第三十九
条の十の二第一項、第四十条第一項、
第四十二条の四の二第一項、第四十三
条の十二の二第一項、第四十三条の十
五第一項、第七項、第十三項及び第十
七項、第四十三条の十七、第四十三

する場合を含む。）、第二十四条の三
第一項及び第三項（同条第一項につ
ては第一条、第二十四条の四の二及
び第二十四条の五において、第二十四
条の三第三項については第一条、第二
十四条の四第五項、第二十四条の四の
二、第二十四条の四の三第二項及び第
二十四条の五において準用する場合を
含む。）、第二十四条の四第三項、第
四項、第六項及び第七項（これらの規
定を第一条及び第二十四条の四の三第
一項において準用する場合を含む。）、
第二十五条第一項、第三十二条の二第
四項、第三十二条の三第四項、第三
十五条の二の二第一項、第三十五条の
四の二第三項、第三十五条の四の三第
一項、第三十五条の七の四第一項、第
三十七條の十五の二第一項、第三十九
条の十の二第一項、第四十条第一項、
第四十二条の四の二第一項、第四十三
条の十二の二第一項、第四十三条の十
五第一項、第七項、第十三項及び第十
七項、第四十三条の十七、第四十三

十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四項、第四十八条の九の十一並びに第四十八条の九の十九第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十二の二第二項、第四十八条の十二の三第二項、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一

十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四項、第四十八条の九の十一並びに第四十八条の九の十九第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十二の二第二項、第四十八条の十二の三第二項、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の三第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一

項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十

項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十

略	<p>六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。） 、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十条第四十六項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
---	--

略	<p>六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。） 、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十条第四十六項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
---	--

第一条の十六第一項、第一条の十七第二項及び第三項、第二条の五の第二項、第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第三項、第六条の二の二第六項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定

第二条の五の二第一項
 第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第二項及び第二項、第五条第三項、第六条の二の二第六項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定

を第一条において準用する場合を含む。
。)、第十条の二第三項、第十四条第一項(固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。
) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四(第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、並びに附則第六条第二十八項(第一条の三において準用する場合を含む。)

略

を第一条において準用する場合を含む。
。)、第十条の二第三項、第十四条第一項(固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。
) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四(第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、並びに附則第六条第二十八項(第一条の三において準用する場合を含む。)

略

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法）</p> <p>第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額</p> <p>（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（附則第二条第二号及び第三号において「指定都市」という。）にあつては、令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあつては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。）並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とす</p>	<p>（市町村の廃置分合等があった場合の普通交付税の額等の算定方法）</p> <p>第十四条の二 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村</p> <p>については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（附則第二条第二号及び第三号において「指定都市」という。）にあつては、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額</p> <p>（以下「普通交付税の額等」という。）の算定方法は、次に定めるところによる。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等に当該境界変更に係る区域を基礎とす</p>

る独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四 略

2 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から当該年度までのいずれかの年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度（当該年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度）の属する年度の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等年度までの各年度」という。) における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 四 略

附 則

(法第三十三条の五の三の額の算定方法)

第一条の二 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規

る独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の規定の例により計算した当該年度の初日の属する年の四年前の 四月一日の属する年度の普通交付税の額等をそれぞれ合算するものとする。

四 略

2 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から当該年度までのいずれかの年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度までの各年度（当該年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の四年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度。以下この項において「廃置分合等年度までの各年度」という。) における当該市町村の普通交付税の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一 四 略

附 則

(法第三十三条の五の三の額の算定方法)

第一条の二 地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）

定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「廃止前暫定措置法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一及び二 略

（法第三十三条の五の六の額の算定方法）

第二条の二 法第三十三条の五の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県 当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号。以下この項において「改正省令」という。）第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号。以下この号において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）及び改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされ

第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一及び二 略

（法第三十三条の五の六の額の算定方法）

第二条の二 法第三十三条の五の六に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県 当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）

る廃止前暫定措置法施行規則第三条第二項に規定する法人事業税の決算額をいう。以下同じ。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額から当該年度の当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額（当該年度の地方財政計画に記載された地方法人特別譲与税の収入見込額から廃止前暫定措置法及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規

定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第三十条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額を控除した額の二分の一に相当する額を同条第一項に規定する各都道府県の人口であん分した額及び他の二分の一に相当する額を同項に規定する各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体にあつては当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額を加えた額）をいう。を控除した額（次号及び第三号において「地方法人特別税等減収額」という。）

二 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定により交付を受ける普通交付税の額（以下この条及び附則第二条の十五において「普通交付税の額」という。）が地方法人特別税等減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県 地方法人特別税等減収額から普通交付税の額を控除した額

三 当該年度の普通交付税の額が地方法人特別税等減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県 地方法人特別税等減収額に百分の二十五を乗じて得た額

第三条第二項に規定する法人事業税の決算額をいう。以下同じ。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額から当該年度の当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額（当該年度の地方財政計画に記載された地方法人特別譲与税の収入見込額から地方人特別税等に関する暫定措置法

第三十

三条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額を控除した額の二分の一に相当する額を同条第一項に規定する各都道府県の人口であん分した額及び他の二分の一に相当する額を同項に規定する各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体にあつては当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額を加えた額）をいう。を控除した額（以下「減収額」という。）

二 当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定により交付を受ける普通交付税の額（次号） において「普通交付税の額」という。）が減収額 に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県 減収額 から普通交付税の額を控除した額

三 当該年度の普通交付税の額が減収額 に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県 減収額 に百分の二十五を乗じて得た額

(市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法)

第七条

① 平成三十一年度

における第十四条の二の規

定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十条、第十一条又は第十二条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額

(市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定方法)

第七条 平成二十九年度における第十四条の二の規定の適用については、

同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」とされた地方債の額」とする。

2) 平成三十年から平成三十二年までの間における第十四条の二の規

定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。)及び道府県民税所得割臨時交付金(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交

並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2| 平成三十二年度における第十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「令第十三條」とあるのは「令附則第十條、第十一條、第十二條又は第十三條の規定により読み替えられた令第十三條」と、「並びに法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三條の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3| 平成三十三年度における第十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「令第十三條」とあるのは「令附則第十一條、第十二條、第十三條又は第十四條の規定により読み替えられた令第十三條」と、「並びに法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「法第五條の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3| 平成三十三年度及び平成三十四年度における第十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七條の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金

4| 平成三十四年度における第十四条の二の規定の適用については、同条

第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十二条、第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額並びに法第三十三条の五の二第二項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

5| 平成三十五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十三条又は第十四条の規定により読み替えられた令第十三条」と、「並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」とあるのは「、法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額

並びに法第十三条の五の二第二項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第二項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

4| 平成三十五年度における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「、算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第十三条の五の二第二項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

6| 平成三十六年度以後における第十四条の二の規定の適用については、
当分の間、同条第一項中「令第十三条」とあるのは「令附則第十四条の
規定により読み替えられた令第十三条

」とする。

5| 平成三十六年度以後における第十四条の二の規定の適用については、
当分の間、同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方
揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税
」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課
税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第
七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に
係る所得割に係る交付金をいう。）」とする。

附則第九条による改正（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（平成二十九年総務省令第三十号））

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額</p> <p>二 略</p>	<p>第一条 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額</p> <p>二 略</p>

附則第十条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号））

改 正 後	改 正 前
<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二条の八の次に次の一条を加える。</p> <p>（法附則第九条第二十三項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）</p> <p>第二条の九 法附則第九条第二十三項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。</p> <p>2 法附則第九条第二十三項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。</p> <p>3 法附則第九条第二十三項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。</p> <p>（後略）</p>	<p>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二条の七の次に次の一条を加える。</p> <p>（法附則第九条第二十二項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等）</p> <p>第二条の八 法附則第九条第二十二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。</p> <p>2 法附則第九条第二十二項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）の額とする。</p> <p>3 法附則第九条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第四十五条の二十一の三第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。</p> <p>（後略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。）に限る。）
。 平成三十二年四月一日

四 略

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条の四第二項及び第五条第一項の改正規定並びに附則第二条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「第十五項」を「第十七項」に、「第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二」を「第七十二条の三十一、第七十二条の三十三」に改める部分に限る。）に限る。）
。 平成三十二年四月一日

四 略